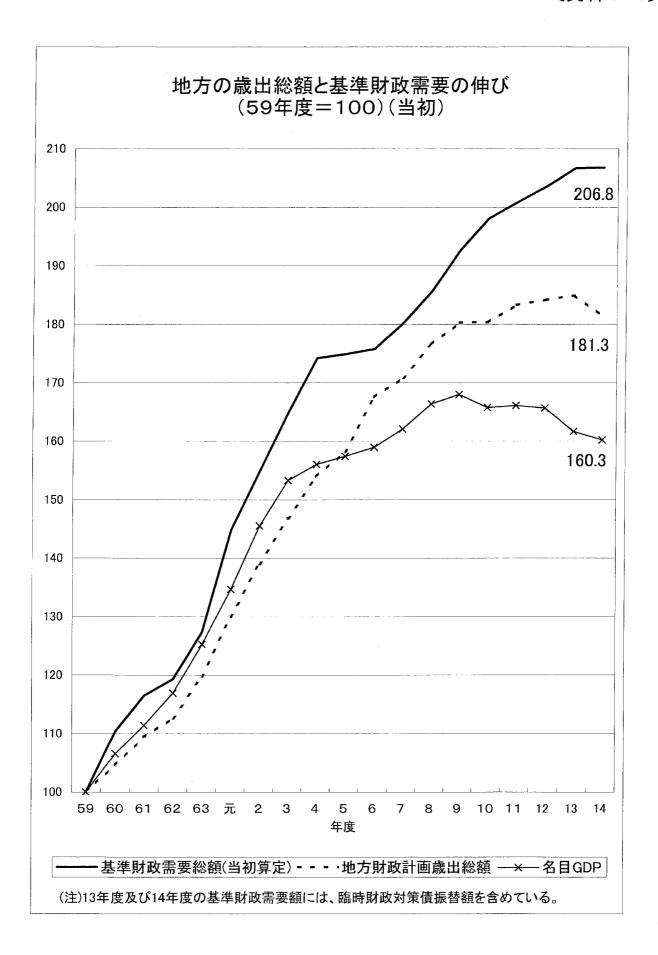
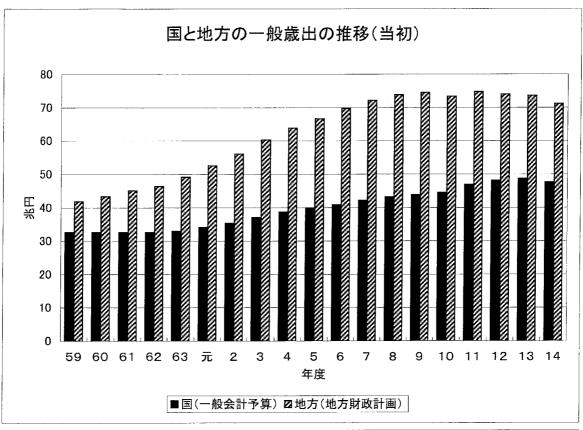
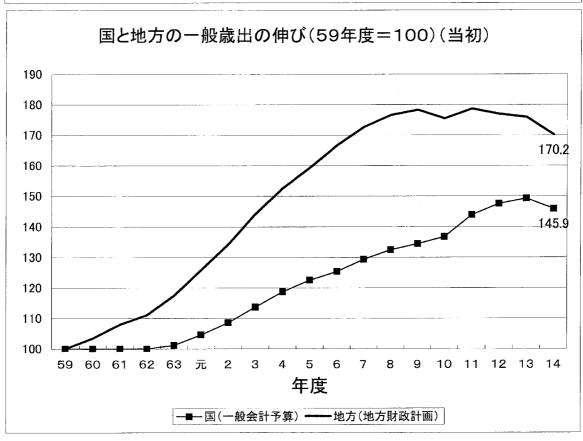
# . 資 料





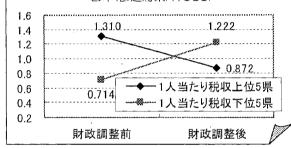


### 財政調整状況の国際比較

#### 日本

過疎地での行政効率の低さを調整する こと等により、低税収の自治体と高税収の 自治体との1人当たり歳入が、財政調整に より逆転。

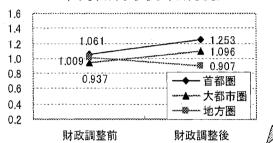
#### 日本(都道府県)(1999)



#### イギリス

都市部における行政需要(高人件費、失業、 治安等)を大きく評価するため、都市部への 配分が大きくなっている。

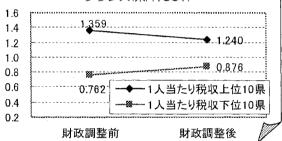
#### イギリス(イングランド)(1999)



#### フランス

1人当たり税収の格差を考慮した財政力 基準により、一定の1人当たり歳入の均等 化効果は見られるが、他の要素での配分 も多く効果は限定的。

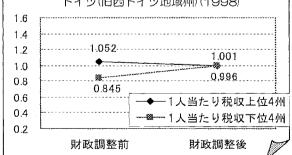
#### フランス(県)(1997)



#### ドイツ

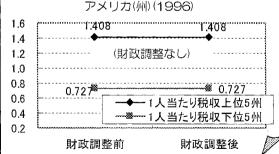
付加価値税の配分、州相互間での水平 調整、連邦からの交付金の3段階の調整に より、1人当たり税収をほぼ完全に均等化。

#### ドイツ(旧西ドイツ地域州)(1998)



#### アメリカ

財政調整は行われていない。



これらのグラフは、各国の1人当たり歳 入平均値を1とし、財政調整前と後の1 人当たり歳入格差を示したもの。

「地方財政システムの国際比較」 (2002年6月 財務総合研究所)

より抜粋

#### [資料1-4]

### 一般財源の人口1人当たり額の状況(12年度)

- ・ 人口一人当たりの地方税収は、東京都の一極集中。
- ・ 地方税収入の少ない自治体ほど交付税額が多い傾向。
- ・ 地方税収の少ない自治体では、交付税額の方がはるかに多い。
- ・ 結果として、財政力指数の小さい自治体ほど、人口1人当たりの一般財源の総額が大きくなるという状況。

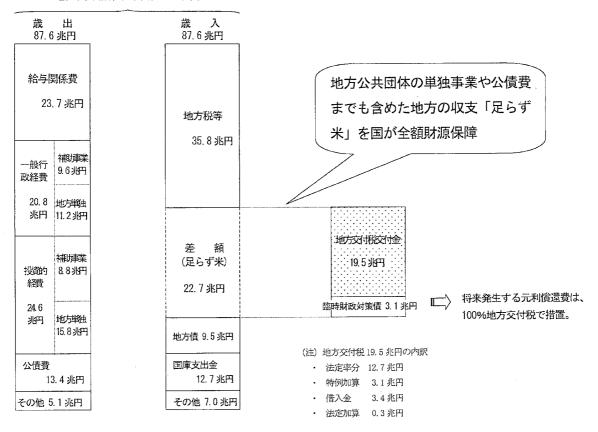
(単位:円)

					<del></del>	(4-12.11)
財政力指数	都道府	一般財源				
	県 別		地方税	地方交付税	地方特例交付金	地方譲与税
1.0以上の団体	東京都	282,562 (194,554)	269,030 (181,021)	<u> </u>	13,287	24
0.8~1.0	愛知県	152,956	128,238	23,392	668	659
の団体	神奈川県	129,994	98,076	30,521	1,102	295
	大阪府	150,496	112,849	36,501	606	539
	静岡県  接宝貨	174,473 135,142	115,711 86,200	56,870 47,121	938	95 <sup>2</sup> 710
Ì	工卷值	141,796	89,974	50,181	1,111 1.048	
0.5~0.8	静玉県 千葉県 兵庫県	168,081	89,661	76,768	918	733
の団体	<b>余都符</b>	182,741	97,320	83,994	801	626
	福岡県	160,173	86,622	72,052	798	701
	茨城県	184,335	98,925	83,439	844	1,128
	群馬県	202,034	104,199	95,777	840	1,218
	栃木県	207,789	106,652	99,039	772	1,326
	物宮三広滋 岐長 京東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	197,018	95,525	99,778	824	890
	三惠県	220,197	106,373	111,574	849	1,401
	公島県	188,426 232,213	93,244 109,743	93,217 120,626	965 541	1,000 1,304
0.4~0.5	滋食品	215,179	99,330	113,389	966	1,304
の団体	<b>克</b> 野道	237,979	105,496	129,951	921	1,611
0) E 14,		217,659	92,622	122,615	907	1,515
	岡山県 福島県 新潟県	234,782	99,033	133,455	486	1,808
	新潟県	239,805	95,885	141,356	728	1,836
	右川県	260,756	106,668	151,707	915	1,467
	山口県	248,038	95,788	149,737	846	1,666
	<b>香川県</b>	253,763	98,429	153,094	886	1,354
0.0 0.4	富山県	270,514	100,284	167,400	1,083	1,747
0.3~0.4	北海道	245,783 329,109	91,022	151,912	759	2,090 1,918
の団体	福井県 愛媛県 奈良県	237,686	120,574 84,022	205,920 151,327	698 643	1,695
	<u> </u>	210,981	77,608	131,387	970	1,015
	羆苯第	229,216	77,625	149,432	677	1,481
ſ	(1) 利用	303,423	105,043	196,218	722	1,440
	山形県	283,138	84,647	195,515	833	2,144
ļ	山大佐鹿岩 那 所 所 明 明 島 明 島 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	276,948	81,799	192,554	717	1,878
	佐賀県	303,656	92,335	209,392	505	1,423
	鹿児島県	264,911	76,849	185,705	595	1,762
]	岩手県	293,995	84,329	206,618	776	2,271
	育森県	274,891	80,580	191,974	687	1,650
	長崎県	254,322	66,780	185,658	715	1,169
0.3未満の 団体	和歌山県 宮崎県	282,995 279,996	79,838 75,874	200,885 201,523	674 649	1,598) 1,950
四件	徳島県	331,347	96,015	232,644	740	1,930
ļ	彩留賞	310,223	80,175	227,257	667	2,125
ł	秋田県 沖縄県	237,868	62,269	174,668	443	488
Ì	鳥取県	372,354	89,345	279,655	876	2,478
	島根県	390,618	87,235	299,795	757	2,832
	高知県	353,896	76,636	273,929	776	2,556
全国平	均	208,832	112,487	93,304	1,993	1,048
	_	(200,595)	(104,250)			

- (注)1 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「6交付金」という。)として市町村に交付する額を除いたものである。
  - (2) 東京都の地方税については、上記6交付金のほかに特別区財政調整交付金を除き、特別区財政調整納付金を加えたものである。なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記6交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
  - 2 人口1人当たり額は、平成13年3月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。

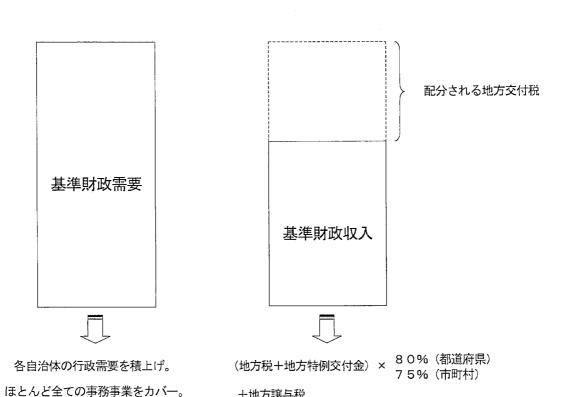
#### マクロ(総体としての地方)の財源保障

地方財政計画(平成14年度)



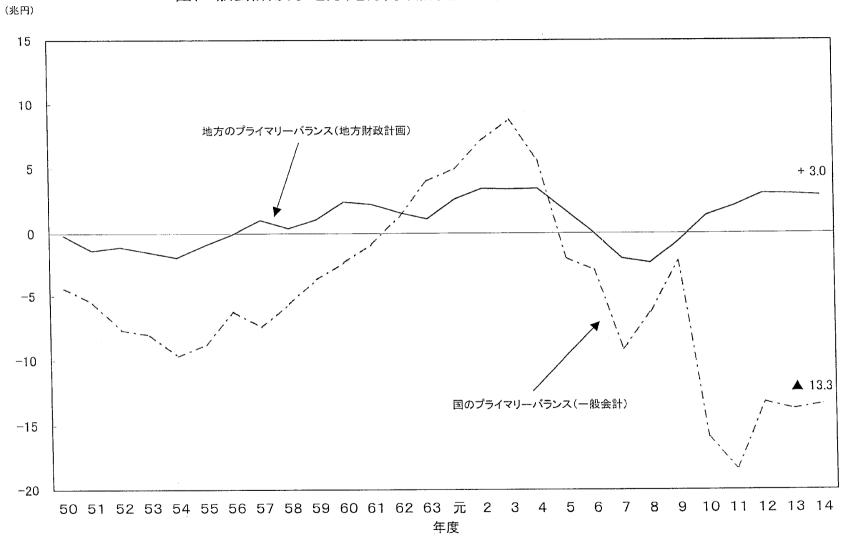
ミクロ(各自治体)の財源保障

### [資料1-6]



十地方讓与税

### 国(一般会計)及び地方(地方財政計画)のプライマリーバランスの推移



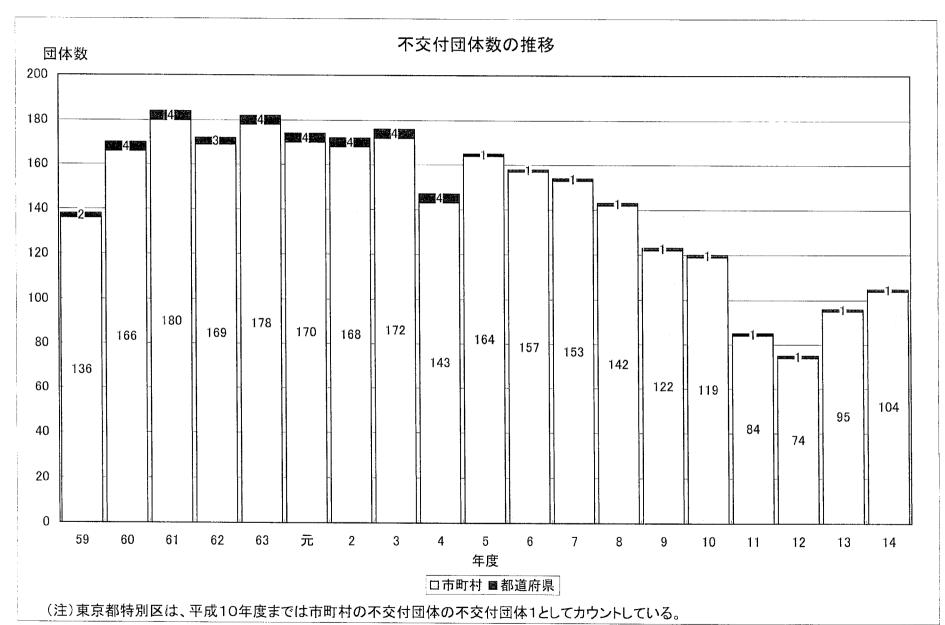
(注)1. 国のプライマリーバランスは、「国債費ー公債金収入」。14年度を除き補正後予算ベース。14年度は当初予算ベース。 2. 地方のプライマリーバランスは、「(公債費+公営企業繰出金のうち企業債償還費)一地方債」。

### 平成 1 4 年度地方財政計画

(単位:億円,%)

			1 3 £	 F度		1 4 4	王 度	
	<u> </u>	分		伸 率		増 減 額	伸 率	構成比
地	方	—— 税	355, 810	1.5	342, 563	<b>▲</b> 13,247	▲ 3.7	39.1
地	方 譲 与	税	6, 237	1.6	6, 239	2	0.0	0.7
地	方 特 例 交 作	金	9,018	<b>1.</b> 3	9,036	18	0.2	1.0
地	方 交 付	税	203, 498	<b>5.</b> 0	195, 449	▲ 8,049	<b>4.</b> 0	22.3
国	庫 支 出	金	130,745	0.3	127, 213	<b>▲</b> 3,532	<b>▲</b> 2.7	14.6
地 (jt	方 5臨時財政対5	債 策債	119, 107 14, 488	7.0 皆増	126, 493 32, 261	7,386 17,773	6. <u>2</u> 122. 7	14.4 3.7)
使,	用料·手数	7 料	16,073	1.1	16, 178	105	0.7	1.9
雑	収	入	52, 583	1.5	52, 495	▲ 88	▲ 0.2	6.0
歳	表 入 i	#	893,071	0.4	875, 666	<b>▲</b> 17, 405	<b>1.</b> 9	100.0
給			236, 509	▲ 0.1	236, 998	489	0.2	27.1
-	般 行 政 経	費	205, 994	4.5	208,068	2,074	1.0	23.8
	補	助	93, 473	5.0	95, 846	2,373	2.5	11.0
	単	独	112, 521	4.1	112, 222	<b>▲</b> 299	▲ 0.3	12.8
公	債	費	127, 901	5.7	134, 314	6,413	5.0	15.3
維	持補修	費	10, 165	1.2	10, 124	<b>A</b> 41	▲ 0.4	1.1
投	資 的 経	費	271, 705	<b>4.</b> 4. 4	245, 985	<b>▲</b> 25,720	<b>▲</b> 9.5	28.1
	直轄・補	助	96,705	<b>2.</b> 5	88,485	<b>A</b> 8, 220	▲ 8.5	10.1
	単	独	175,000	▲ 5.4	157,500	<b>▲</b> 17,500	<b>▲</b> 10.0	18.0
公言	営企業繰出	金	32, 697	▲ 0.2	32, 177	<b>▲</b> 520	<b>1.</b> 6	3.7
	企業債償還	費	21,522	3.2	22,033	511	2.4	2.5
	その	他	11, 175	<b>▲</b> 6.1	10, 144	<b>1,031</b>	<b>▲</b> 9.2	1.2
水	準 超 経	費	8, 100	6.6	8,000	▲ 100	▲ 1.2	0.9
(	(一般歳出)	)	735, 548	▲ 0.6	711, 319	<b>▲</b> 24,229	▲ 3.3	81. 2
歳	选 出 喜	<del> </del>	893,071	0.4	875, 666	<b>▲</b> 17,405	<b>1.</b> 9	100.0
					・一般財源 ・公債依存	原比率 63. 序度 14.	2% (13', 4% (13'	64. 3%) 13. 3%)

<sup>(</sup>注) 1. 計数は各々四捨五入している。 2. 一般歳出は、歳出計から公債費、公営企業繰出金(企業債償還費)及び 水準超経費を控除したもの。 3. 「臨時財政対策債」には、利払い等に伴う増発分(13'-120億、14'-935億) を含む。



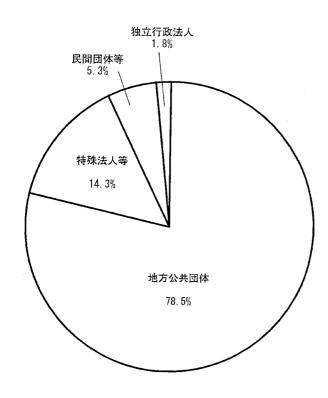
### 補助金等の推移

				一般歲出 補助金等予算額								
	\	≥	∑分	一般	歳出							
年月	隻	<u> </u>		金額(a)	伸 率	金額(b)	伸率	増▲減額	(b)/(a)			
5	5	年	度	307, 332	5. 1%	138, 526	7. 5%	9, 669	<b>4</b> 5. 1%			
5	6	年	度	320, 504	4. 3%	145, 067	4. 7%	6, 541	45.3%			
5	7	年	度	326, 200	1.8%	147, 658	1.8%	2, 591	45.3%			
5	8	年	度	326, 195	▲0.0%	149, 950	1.6%	2, 292	46.0%			
5	9	年	度	<u>325, 857</u>	▲0.1%	145, 644	▲2.9%	<b>▲</b> 4, 305	44. 7%			
6	0	年	度	325, 854	▲0.0%	144, 301	▲0.9%	▲ 1,344	44. 3%			
6	1	年	度	325, 842	▲0.0%	141, 090	<b>▲</b> 2.2%	▲ 3, 211	43.3%			
6	2	年	度	325, 834	▲0.0%	140, 779	▲0.2%	▲ 311	43. 2%			
6	3	年	度	329, 821	1.2%	142, 003	0.9%	1, 224	43. 1%			
元	<u></u>	F	度	340, 805	3.3%	147, 401	3.8%	5, 397	43.3%			
2	<u></u>	E	度	353, 731	3.8%	150, 282	2.0%	2, 882	42. 5%			
3	소	<u> </u>	度	370, 365	4. 7%	156, 561	4. 2%	6, 278	42. 3%			
4	左	<u> </u>	度	386, 988	4. 5%	162, 632	3.9%	6, 071	42.0%			
5	左	E	度	399, 168	3.1%	167, 112	2. 8%	4, 481	<b>4</b> 1. <b>9</b> %			
6	左	F	度	408, 548	2.3%	173, 156	3. 6%	6, 043	42. 4%			
7	左	F	度	421, 417	3. 1%	181, 236	4. 7%	8, 081	43. 0%			
8	<u>ታ</u>	F	度	431, 409	2.4%	187, 366	3.4%	6, 129	43.4%			
9	左	F	度	438, 067 ( 451, 067)	1.5%	192, 020 ( 197, 842)	2. 5%	4, 654	43. 8% ( 43. 9%)			
1	O	年	度	445, 362	<b>▲</b> 1.3%	196, 501	▲0. 7%	<b>▲</b> 1, 3 <b>4</b> 1	44. 1%			
1	1	年	度	468, 878	5. 3%	200, 387	2. 0%	3, 886	42. 7%			
1	2	年	度	480, 914	2. 6%	206, 969	3. 3%	6, 581	43.0%			
1	3	年	度	486, 589	1. 2%	216, 355	4. 5%	9, 386	44. 5%			
1	4	年	度	475, 472	<b>▲</b> 2.3%	< 216, 574> 220, 895	< 0.1%> 2.1%	< 220> 4, 540	< 45.5%> 46.5%			
!		<del></del>	I文.	410, 412	<b>▲</b> ∠. J/0	220, 033	∠. 1/0	7, 540	TO. 3/0			

- (注) 1. 計数は当初予算である。 2. 平成14年度〈 >書きは、特殊法人等改革に伴い、特殊法人等に対する 出資金を補助金化にしたものを除いた計数である。
  - 3. 平成10年度からは「産業投資特別会計繰入れ等」を含めた計数であり、 平成9年度()書きは「産業投資特別会計繰入れ等」を含めた計数で ある。なお、平成10年度の伸率は、これと比較したものである。

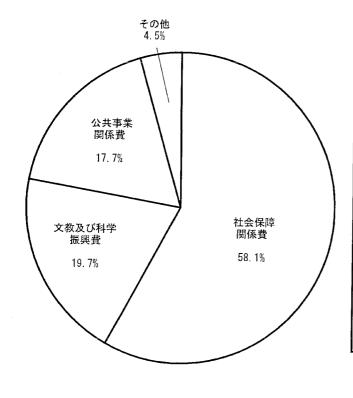
### [資料1-11]

### 交付先別の概要



		(単位:億円)
交 付 先	14 年 度	合計に占める
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	予 算 額	割合
地方公共団体	173, 478	78. 5%
うち国庫負担金 うち国庫補助金	147, 853	7-1
ノの四岸補助並	23, 966	10. 8%
特殊法人等	31, 642	14. 3%
独立行政法人	3, 957	1.8%
民間団体等	11, 818	5. 3%
合 計	220, 895	100. 0%

### 地方向け補助金等の主要経費別内訳



				(単位:億円)
経費別	14	年	度	合計に占める
42 X ///	予	算	額	割合
社会保障関係費		100,	872	58. 1%
文教及び科学振興費		34,	158	19. 7%
公共事業関係費		30,	719	17. 7%
(主要三経費 計)		165,	749	95. 5%
その他		7,	729	4. 5%
숌 計		173,	478	100. 0%

### 社会保障に係る給付と負担の見通し

(単位:兆円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(单位:九円)
	2002年度(予算ベース)	2005年度	2010年度	2025年度
	(平成14)	(平成17)	(平成22)	(平成37)
社会保障給付費	82	91	110	176
		2.1倍(年率3.	4%の伸び)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
うち 年 金	44	48	57	84
	1	1.9倍(年率2	 .9%の伸び)	<u>'</u>
医療	26	28	35	60
		2.3倍(年率3.	I 7%の伸び) ————— I	<u> </u>
社会保障に係る負担	82	86	103	182
		2.2倍(年率3.	I 5%の伸び)	
社会保障負担	58	59	70	124
		2.1倍(年率3.	 4%の伸び)	<u> </u>
社会保障に係る公費負担	24	27	33	58
		  2.4倍(年率3.	l 9%の伸び) ————— -	<u> </u>

965 976 A1A FF7
300 370 474
365 376 414 557

<sup>(</sup>注)社会保障給付費、社会保障に係る負担及び国民所得の各計数は、「社会保障の給付と負担の見通し(平成12年10月改訂版)」(平成14年5月 厚生労働省)による。

## [資料 2-2] 社会保障制度改革について (スケジュール)

平成	医 療	年 金	介 護	少子化対策等
12 年度 (2000)	「健康日本21」 12年度からの10年計画		「ゴールドプラン21」 (12~16 年度)	「新エンゼルプラン」(12~16年度) ・児童手当改正法施行
-	「社	会 保 障 改 革 大	綱」(平成 13. 3. 30)	
13 年度 (2001)	「医療制度改革大綱」 (H13.11.29)	·確定拠出年金法成立 ·確定給付企業年金法 成立		・児童手当制度の拡充 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成 13.7.6 閣議決定) ・待機児童ゼロ作戦の推進 ・放課後児童クラブの整備
14 年度 (2002)	・診療報酬等では4月) ・健保 (4月) では (4月)		・第2期事業計画期間(15~17年度)に向けた介護保険事業計画、介護報酬の見直し	・児童扶養手当  1 4 年 8 月からが、たいからがり、一次では、大人の地では、できずでは、できができが、できずでは、できができずでは、できができが、できができが、できができが、できができが、できができが、できができが、できができが、できができが、できができが、できができない。  1 4 年 8 月 からが、たいまでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
15 年度 (2003)			・介護報酬改定(4月) ・第2期事業期間スタート (4月)	・新しい「障害者ブラン」開始 (平成 15 年度~ 平成 19 年度末)
16 年度 (2004)	速やかに所要の措置 ②は概ね2年を目途	・次期財政再計算(16年までに) 12年年金改正法附則第2条 基礎年金については、給付水準及び財政方に会対方を検討し、当面では16年までの間に、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。	介護保険法附則 第2条 法律の施行後5年を 目途としてその全般に 関しても対加えられ、 その結果に基づき、が 見しい。 が加えらい、要 は が加えらい。 で 見しい。 で 見い。 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
17 年度 (2005)				

### 経済・社会構造は大きく変貌

- 経済の成熟化(低成長・低インフレ)
- 急激な少子高齢化の進展

#### 平均寿命の大幅な伸長

1960

2000

女 70.19 歳⇒84.60 歳 (+14.41 歳)

男 65.32 歳⇒77.72 歳 (+12.40 歳)

#### 出生率の低下

1960

2000

2050

 $2.00 \Rightarrow 1.36$ 

⇒ 1.39

(1.61:前回中位推計)

### 65 歳以上人口割合の急激な上昇

1960

2000

2050

5.7% ⇒ 17.4% ⇒ 35.7%

○ 高齢者世帯は収入面、貯蓄面において 平均的には現役と遜色のない水準。

### 年金制度への影響

年金制度:将来世代の負担増で給付を支えるという世代 間扶養の考え方が基本

#### 前提の変化

- 現役の収入の鈍化、支え手の減少
- 年金受給期間の伸長





現行給付設計のままでは、 将来世代は大幅な負担増。

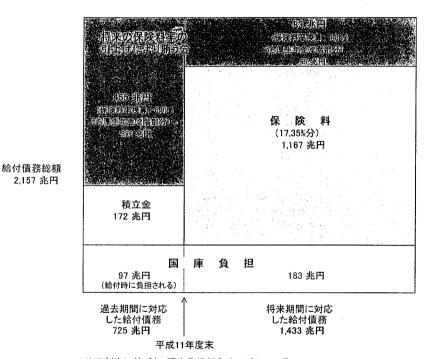
- ・世代間の不公平感のさらなる高まり
- 経済活力への影響
- ・頻繁な制度改正への不信感



給付抑制の必要性

改正を繰り返す必要のない制度の構築

#### 厚生年金の給付債務と財源構成 (改正制度(国庫負担割合1/3))



改正制度に基づき、国庫負担割合は1/3としている。

(注)賃金上昇率 2.5% 物価上昇率 1.5% 運用利回り 4.0%

※保険料率は、すべて標準報酬ベース 積立金の1・2階への振分け額については、現行制度における給付現価の比率で按分している。

#### 国民年金の給付現価と財源構成 (改正制度(国庫負担割合1/3))

無限の関係性の 別とは同じは別論が治 20 場間 [2500] [1] 400 FISH 11.44.000(19) 11. 保険料 (13,300円分) (5年間名目価格で据置き、以降スライド) 80 兆円 積立金 10 兆円 庫 負 担 30 兆円 80 兆円 (給付時に負担される) 過去期間に対応 将来期間に対応 した給付現価 した給付現価 80 兆円 180 兆円 平成11年度末

(注)年金改定率 2.5% 物価上昇率 1.5% 運用利回り 4.0%

給付現価総額

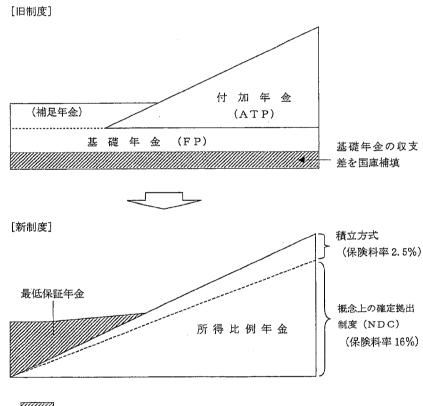
270 兆円

[ ]内は保険料換算(平成11年度価格)((13,300円分)については12,700円となる。)

### スウェーデンの年 金 改 革

- ・ 2階建て(基礎年金+付加年金)の体系から所 得比例年金に一本化。
- ・ 保険料率を将来にわたり 18.5%で固定化し、 その範囲内で給付を行う仕組みに転換し、給付 を抑制。
- ・ 人口推計等の前提の変化に対応した自動財政均衡(給付調整)メカニズムの導入。
- ・ 旧制度の基礎年金に入っていた国庫負担については、年金本体への投入は廃止され、低額年金の者に重点化。
- ※ 高齢化のスピード、現行保険料率の水準等、我が国とは 状況の違いあり。

#### スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編



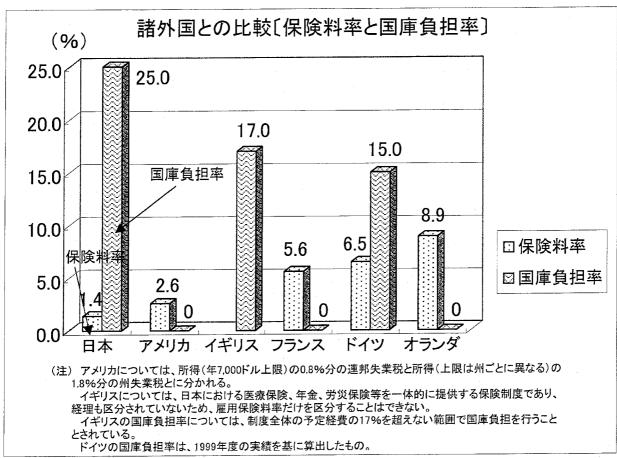
:国庫負担

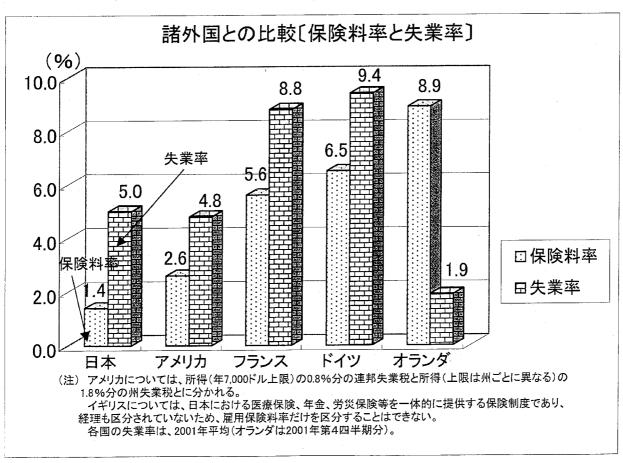
### 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位:億円)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	-	(決 算)	(決算)	(決 算)	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算見込)	(予 算)	(要 求)
<sub>#</sub>	収 入	18,187	17,797	18,593	18,413	19,423	17,397	17,317	16,239	23,829	23,125	25,810
失	うち 保険料収	入 12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	18,336	20,480
業等	うち 国庫負担	金 2,810	2,672	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	4,489	5,139
Į.	支 出	16,126	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,675	30,154
給		付 13,977	15,806	17,327	17,952	19,326	22,739	23,257	21,764	22,498	17,219	21,638
付	差引剰余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	<b>▲</b> 2,945	<b>▲</b> 3,780	▲ 9,621	<b>▲</b> 10,489	<b>▲</b> 10,421	▲ 3,446	▲ 3,550	<b>▲</b> 4,344
	積立金残高	47,527	47,328	45,700	42,755	38,975	29,354	18,865	8,444	4,998	1,448	_
Ξ	収 入	5,367	5,369	5,451	5,537	5,656	5,660	5,399	5,324	5,346	5,366	5,110
事	支 出	5,641	5,666	6,746	5,839	5,037	4,680	5,392	6,015	5,839	6,093	5,443
業	差引剰余	▲ 274	▲ 297	▲ 1,295	▲ 302	619	980	7	▲ 691	<b>▲</b> 493	<b>▲</b> 727	▲ 333
	雇用安定資金	4,081	3,784	2,489	2,187	2,806	3,786	3,793	3,102	2,609	1,882	1,549

### 保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較





### 公共事業関係長期計画一覧

(単位:億円)

[	区	分		期	間	 等	総	事	業	費			P122:1815 分事業費	*/
		<i>7</i> 3		第8次:			孙心	7	<del>末</del> 175,	-	-	47.	109,00	<u> </u>
治			水	第9次			(1.3	7)	240,		(1.	06)	116, 00	
				第3次			(1, 3	1)		500	(1.		5, 80	
急	傾	斜	地	第4次:			(1.0	3)		900	(1.	<b>0</b> 2)	5, 90 5, 90	
				第8次			(1.0	3/		600	(1.	02)	19, 00	
治			Ш	第9次:			(1.3	7)		700	(1.	05)	20, 00	
ļ				第5次:			(1.0		<del>_</del>	000	(1.	00)	10, 40	
海			岸	第6次		•	(1.3	6)		700	(1.	29)	13, 40	
				第11次:			(1.0		760,		<u> </u>		494, 00	
道			路	第12次			(1.0	3)		000	(0.	94)	462, 00	
-		<del></del>		第8次:			(1.0			000	(0.		35, 90	_
港			湾	第9次		-	(1.3	1)		900	(1.	20)	43, 10	
<b>.</b>				第6次			1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		900			21, 7	
空			港	第7次		•	(1.1	3)	•	000	(1.	30)	28, 20	
								· · · · · ·		千戸)		<del></del>	(千.	
住			宅	第七期:	: 平8	~平12			7,	300	-		3, 5	25
				第八期:	平13	~平17	(0.8	8)	6,	400	(0.	92)	3, 2	50
_		ا. ما	**	第7次:	: 平3	~平7			165,	000			100,00	00
下	,	K	道	第8次:	平 8	~平14	(1.4	4)	237,	000	(1.	32)	131, 70	00
ार्क	棄物タ	n IB t	在記	第7次:	: 平3	~平7			28,	300			16, 0	50
チ	来 100 7	(2) 垤 )	也改	第8次	平8	~平14	(1.7	8)	50,	500	(1.	56)	25, 00	00
却	市力	八周	等	第5次:	: 平3	~平7			50,	000			22, 30	00
HIS				第6次	平8	~平14	(1.4	4)	72,	000	(1.	25)	27, 80	00
<u>+</u>	地	改	良	第3次:	: 昭58	$\sim$ 平 $4$			328,	000			287, 00	00
				第4次	平 5	<b>~</b> 平18	(1.2	5)	410,	000	(1.	13)	323, 60	00
森	林	整	備	第1次						000			28, 50	
			W.13	第2次	平 9	~平15	(1.3	8)	53,	800	(1.	00)	28, 50	00
漁	港漁	場惠	を 備	第1次	: 平14	~平18			_		:		_	
	漁		港	第9次	: 平6	~平13			30,	000			23, 50	00
	沿岸	魚場	整備	第4次	: 平6	~平13			6,	000			4, 20	00
							ì	路管	<b>雪理者分</b>	}	3	道路	管理者分	
				第5次	: 平3	~平7				500			15, 90	
交	通	安	全				(1.3			800	(1.		21, 30	00
^	****	^	<del></del>			•	1 4	安多	<b>§</b> 員会分			公安	委員会分	
				第6次	: 平8	~平14				650	٠,.		1, 5	
							(1. 2	7)	2,	100	(1.	23)_	1, 90	00
合			計				Ţ		1, 735,	350			1, 190, 9	50
1	除く	住年					(1.2	0)	2, 084,	- 1	(1.1	07)	1, 276, 10	
<u> </u>				4			<u> </u>				<u> </u>			

<sup>(</sup>注) 1. ( )内の計数は前計画に対する倍率である。

<sup>2.</sup> 漁港漁場整備長期計画はアウトカム目標に重点を置くこととしており、事業量は総事業費ではなく、実施の対象地区数等(漁港漁場関係:概ね1100地区、漁村関係:概ね430地区等)で示すこととしている。

<sup>3.</sup> 現行の公共事業関係長期計画 15本のうち、9本は平成14年度が終期となっている。

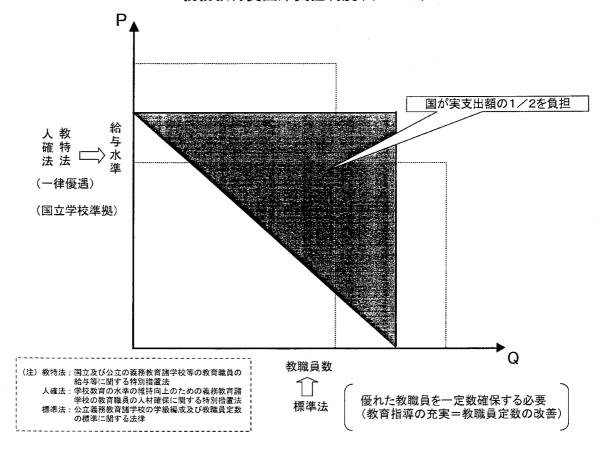
### 道路特定財源一覧

	税目	道路整備充当分	税率	平成14年度税収 (億円)
	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額 (昭和60年度より1/15を道路整備 特別会計に直入。昭和63年度よ り 1/4に拡大している。)	(暫定税率) 48.6 円/ぱ (本則税率) 24.3 円/ぱ	28, 442 (28, 414)
围	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 ( 1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される。)	(本則税率) 17.5 円/kg	140
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分 (3/4)の8割 (収入額の3/4は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から8割相当額は道路財源とされている。)	[例]自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,720 <うち2,247 を一般財源として 活用>
	計			35, 302 (35, 266)
	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 43/100:都道府県及び指定市 57/100:市町村	(暫定税率) 5.2 円/ki (本則税率) 4.4 円/ki	3,023
地	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 : 都道府県及び指定市	石油ガス税を参 照	140
	自動車重量讓与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/4 : 市町村	自動車重量税を 参照	2, 798
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 : 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円/版 (本則税率) 15.0 円/版	11,851
方	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10:都道府県及び指定市 7/10:市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,657
	計			22, 469
	合 計			57, 771 (57, 735)

- 注) 1. 税収は平成14年度当初予算(案)及び平成14年度地方財政計画(案)による。なお、()書きは、決算調整額(税収の平成12年度決算額と平成12年度予算額との差:揮発油税及び石油ガス税については2年後の道路整備費で調整することとされている。)を含んだ額である。
  - 2. 自動車重量税の税収は国分の8割相当額であり、平成14年度においては、このうち2,247億円を一般財源として活用することとしている。
  - 3. 暫定税率の適用期限は平成15年3月末(自動車重量税については平成15年4月末)。
  - 4. 四捨五入の関係で、合計が一致しないところがある。
  - 5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成14年度税収は18,182億円、軽自動車税の 平成14年度税収は1,355億円。(いずれも平成14年度地方財政計画による。)

### [資料 4-1]

#### 義務教育費国庫負担制度(イメージ)



### [資料 4-2]

#### 義務教育に関する財政支出の状況

#### ①小中学校に対する公教育費支出の状況

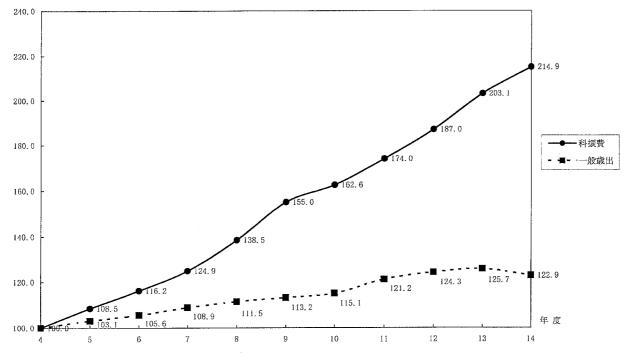
	平成元年	平成12年	元年→12年
児童生徒数(小中学校) (A)	1, 523万人	1, 147万人	△ 25%
公教育費(小中学校費) (B)	9. 3兆円	10. 3兆円	+ 11%
(B)∕(A)	61万円	90万円	+ 47%

(注) 地方教育費調査(平成13年度版)他文部科学省より

#### ②義務教育費国庫負担金の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
  公立小中学校の児童生徒数(A) 	1, 488万人	1, 072万人	Δ 28%
義務教育費国庫負担金予算額(B)	2兆2, 972億円	3兆564億円	+ 33%
(B)∕(A)	15. 4万円	28. 5万円	+ 85%

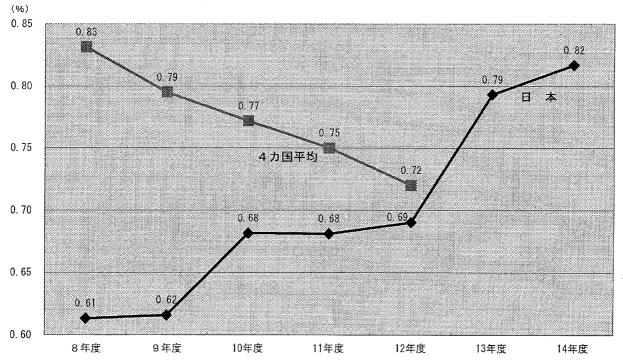
(注)元年度の予算額からは、平成5年度に一般財源化した共済費追加費用相当額(1,772億円)を 除いている。



(注) 1. 平成4年度を100とした場合、科学技術振興費と一般歳出の予算の推移 2. 平成10年度以降の一般歳出は、産業投資特別会計繰入れ等を含めたベース

### [資料 4-4]

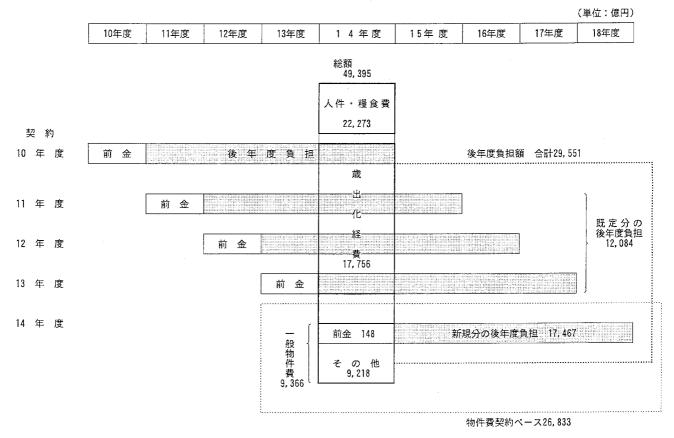
#### 日本及び主要4カ国(米・独・仏・英)における政府負担研究費の対GDP比の推移



(注)日本のデータは12年度までは決算ベース、13.14年度は当初予算ベース(地方を含む)。13年度の補正を含めた場合、対GDP比0.91%となる。 (出典)科学技術の振興に関する年次報告(平成13年度)他

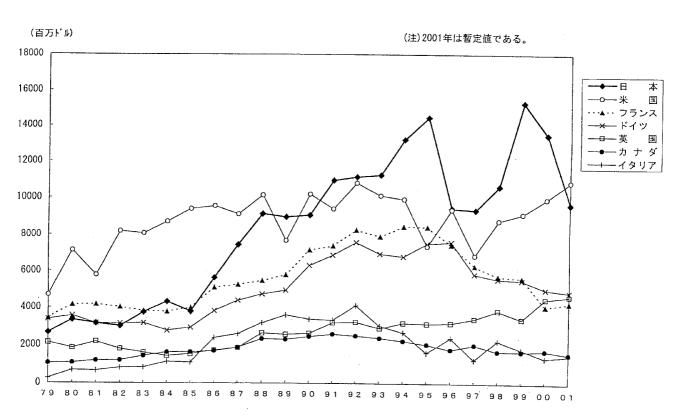
### [資料5]

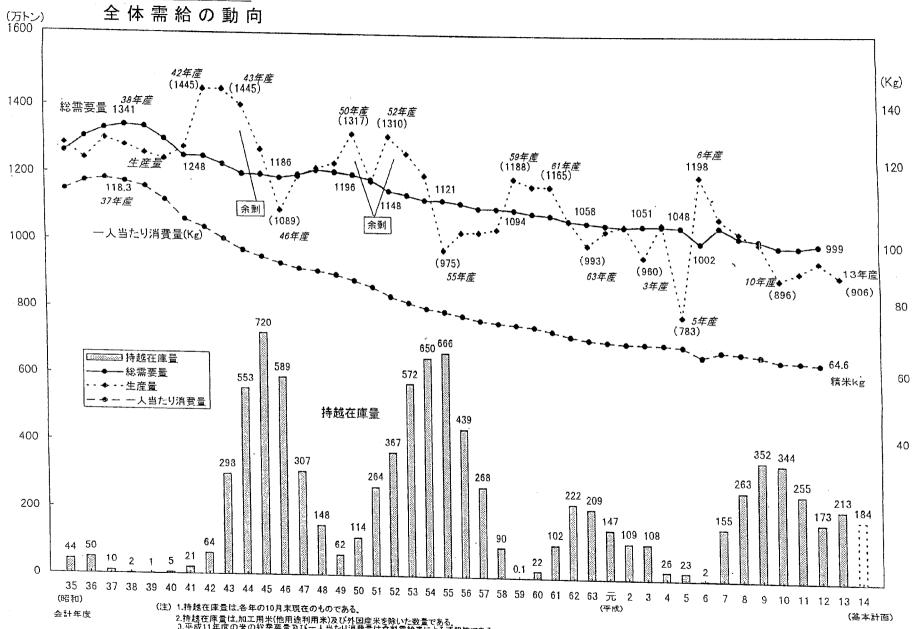
#### 14年度防衛関係費の構造(SACO関係経費を除く)



### [資料6]

#### G7諸国のODA実績の推移(支出純額ベース)



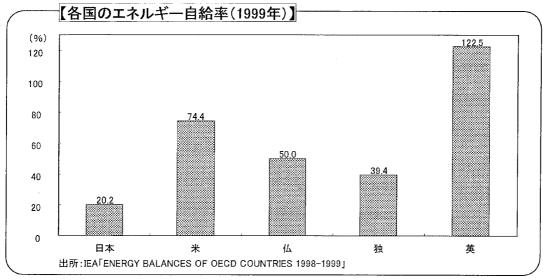


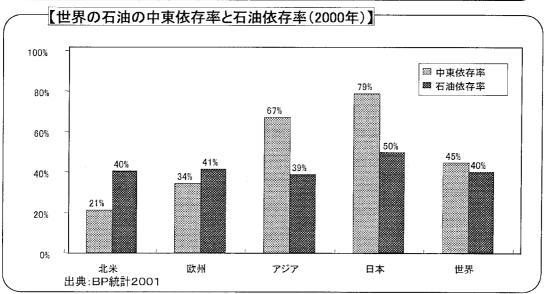
2.特越在庫量は、加工用米(他用途利用米)及び外国産米を除いた数量である。 3.平成11年度の米の総需要量及び一人当たり消費量は食料需給表による連報値である。 4.平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」により援助用隔離した75万分を除いた数量である。 資料 /─I

### 農業委員会 · 協同農業普及事業

#### 農業就業人口と農業委員会・普及事業関係者数の推移

				4 0 ①	s	50		6 0 2		1(直近)	H14/S40 3/1	H14/S60 3/2
0												
	・農業就業人口(万人)		1, 099		669		485		285		<b>▲</b> 74%	<b>▲</b> 41%
	・就業人口		4,	796	5,	314	5,	836	6,	298		
	・割合	22. 9		12. 6		8. 3		4. 5				
	· 基幹的農業従事者数 (万人)		894		489		370		240		<b>▲</b> 73%	▲35%
	・専業農家戸数	(万戸)	122		62		63		44		<b>▲</b> 64%	▲29%
	農業関係者			·								
	・農業委員会系統	委員会系統		92, 875		82, 531		79, 576		, 489	▲20%	<b>▲</b> 6%
	曲光子三人称			(74, 593)	0.010	(66, 551)	0 000	(64, 080)	(59, 254)		U INCOMPRINTAL MANAGEMENT AND	
	農業委員会数	(職員数)	3, 450	(13, 674)	3, 316	(11, 480)	3, 289	(10, 967)	3, 223 (10, 760)			
	IB <b>△</b> ≅¥ ₩.	(会議員数)	46	(4, 157)	47	(4, 057)	47	(4, 019)	1 47	(3, 909)		
	県会議数	(職員数)		(379)		(363)		(424)		(495)		
	全国会議所	(役職員数)	72		80		86		71			
	・普及事業		13, 745		12, 578		11, 734		9, 849		<b>▲</b> 28%	▲16%
	専門技術員数		866		856		727		(	635		
	普及センター数 (改	(良普及員数)	1, 123	(12, 879)	615	(11, 722)	611	(11, 007)	464	(9, 214)		



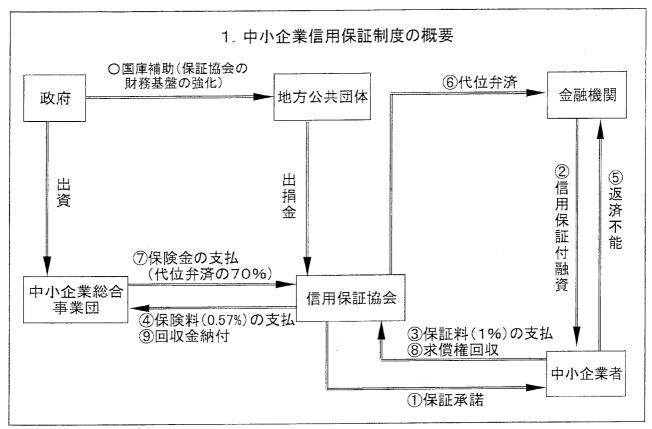


【主要国の一次エネルギー供給とその割合(1999年
---------------------------

				(%)	
	日本	米国	仏	独	英国
一次エネルキー供給					
(石油換算百万トン)	515	2270	255	337	230
石炭	17	24	6	24	15
石油	52	39	35	40	36
天然ガス	12	23	14	21	36
原子力	16	9	40	13	11
水力	1.4	1.1	2.4	0.5	0.2
再生可能エネルギー等	2	4	5	1	1

出典:IEA 「ENERGY BALANCES OF OECD COUNTRIES 1998-1999」

### 中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のてん補率及び保証料は、普通保証のケース

#### 2. 中小企業総合事業団信用保険部門の収支状況

(単位:億円)

								(单位,危力/
				10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		般	分	<b>▲</b> 2,135	<b>▲</b> 1,277	▲ 1,896	▲ 2,333	<b>▲</b> 2,466
保険収支	特	別	分	252	▲ 817	<b>▲</b> 2,609	▲ 3,463	▲ 3,564
	計			▲ 1,883	<b>2</b> ,093	<b>4</b> ,504	<b>▲</b> 5,796	<b>▲</b> 6,030
その他	,収	支	等	1,883	228	▲ 221	▲ 158	▲ 309
損			益	0	<b>▲</b> 1,866	<b>▲</b> 4,726	▲ 5,954	<b>▲</b> 6,339
保険準備	基	金残	高	7,223	8,747	10,009	5,754	▲ 295

- (注) 1. 14年度の計数は見込み。
  - 2. 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

### 司法修習生手当(給費制)の見直しの必要性

司法修習制度は、国民の権利義務に大きな影響を与える司法を支える法曹を統一的に養成する観点から、給費を支給して実施されているものであるが、

- 国家公務員の身分を持たない者に対する給与の支給は、極めて異例の取扱い (公費の在り方が厳格に問われるようになった今日、説明が困難ではないか)
- 司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点からは、 必要な経費は修習生が負担するのが筋
- 現行の給費制は法曹人口が希少であった戦後間もなくに導入されたものであるが、 法曹人口に係る情勢は大きく変化 (また、現下の厳しい社会経済情勢や各種の公的給与・給付の見直し等に照らしても 妥当といえるか)
  - (注) 司法試験合格者数 昭和24年: 265 → 平成16年: 1500 → 平成22年頃: 3000
  - (\*)司法修習1年半の公費負担(修習生一人当たり)は、義務教育9年間のそれ(子供一人当たり、約750万円)を上回る (約900万円、施設整備費を除くものうち司法修習生手当・共済負担金約650万円)
- ② 司法修習生手当については、各種の公的給与・給付の見直し等も踏まえ、受益と負担 の観点等から、できるだけ早期に給費制は廃止し、貸与制への切替えを行うことが 適当ではないか。